附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第五百三十号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十六条第一項及び第四項の規定に基づき、昭和三十年建設省告示第千百七十八号（水防法第十六条第一項の規定により水防警報を行う指定河川）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月三十日

国土交通大臣　石井　啓一

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
鳴瀬川水系 竹林川 小支川 善川 （略） 左岸　宮城県黒川郡大衡村大衡字舞台百二十四番地先 右岸　同県同郡大和町吉岡字北原西五十番五地先 から吉田川合流点まで 大淀川水系 綾北川 支川 庄内川 （略） 宮崎県都城市庄内町字東牟田九千七百八十四番の四地先の鉄道橋下流端から幹川合流点まで 支川 沖水川 左岸　宮崎県都城市大字川東字下川原二千四百九十四番地先 右岸　同県同市大字川東字中尾下四千五十五番地先 から幹川合流点まで	鳴瀬川水系 竹林川 （略） （新設） （新設） 大淀川水系 綾北川 （略） （新設） （新設） （新設） （新設）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。



